

(事務連絡)
(平成31年4月17日)

各教科書発行者
各教科用特定図書等発行者 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について

現在、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成20年法律第81号）等に基づき、点字教科書、拡大教科書及び音声教材等の教科用特定図書等が制作され、障害のある児童生徒に対して提供されています。

この度、より効率的な教科用特定図書等の制作に資するため、教科書デジタルデータのインターネットを通じた提供を可能とすべく、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行規則（平成20年文部科学省令第29号）を改正するとともに、迅速な教科書デジタルデータのために、「教科書デジタルデータの提供に関する実施要項」を改正しました。

については、これらの改正の趣旨等は、下記のとおりですので、十分に御了知いただき、引き続き、教科用特定図書等の制作・提供に御協力願います。

なお、今年度のデータ管理機関は東京大学先端科学技術研究センターとなりましたので、教科書デジタルデータに関する手続き等については、別途御連絡いたします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課普及促進係
電話：03（5253）4111 内線：4743

記

1. 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行規則の一部改正について

①改正内容

- 第1条第1項及び第2条第1項を改正し、教科書デジタルデータの提供方法について、「光ディスクその他これに準ずる物を交付する方法」又は「電子メールの送信その他のインターネットを利用する方法」によることとした。

②改正趣旨

- 教科書デジタルデータの提供において、光ディスク以外のフラッシュメモリなど新たな記録媒体を使用することで、データの複製に要する時間の削減等の利便性の向上が期待される。
- また、インターネットを利用する方法により、光ディスクの購入費や複製に要する時間を削減することや、教科書デジタルデータを小分割して提供することが可能となり、効率的に教科書デジタルデータの提供を行うことができる。
- これらにより、教科書発行者及びデータ管理機関が行う教科書デジタルデータの提供を効率化し、教科用特定図書等の制作者に教科書デジタルデータが迅速に提供されるようにする。

③施行日

公布の日（平成31年4月3日）

2. 教科書デジタルデータの提供に関する実施要項の一部改正について

①改正内容

- 3.(2)を改正し、教科用特定図書等の制作者による提供希望データの届出に加え、「教科書デジタルデータに対する需要の状況その他の事情」を踏まえて要提供データの通知を行うことを可能とした。
- 3.(4)を改正し、教科書発行者が教科書デジタルデータを提供する際に、「データ管理機関がその業務を円滑に遂行するため必要が

あると認めて当該確認を要しない旨を指示したときは、この限りでない」旨を規定した。

②改正趣旨

- データ管理機関が行う要提供データの通知を早期化するとともに、教科書発行者が行う教科書デジタルデータの提供を迅速化することで、教科用特定図書等の制作者に教科書デジタルデータが迅速に提供されるようにする。

③施行日

平成31年4月3日

(以上)